

山口県報

令和6年
6月25日
(火曜日)

目 次

○告示
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定（厚政課）……………



山口県告示第百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和六年六月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

医 療 機 関 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ワハハキッズデンタルランド&おとな歯科	周南市久米中央五丁目八番一号	令和四、一二、一

指 定 訪 問 看 護 事 業 者 等 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 等 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人久米医	岩国市由宇町中央一丁目二番五号	いわくに訪問看護リハビリテーションセンター	岩国市南岩国町一丁目二三番一	令和六、四、一

令和六年六月二十五日印刷

発行人所

山口県知事